

25水港第2697号
平成26年2月 7日

岩手県漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿
宮城県漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿
福島県漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿

水産庁漁港漁場整備部
整備課長
防災漁村課長

東日本大震災の被災地における工事請負契約書第25条第5項の運用の簡素化の試行
について

このことについて、別添のとおり運用することとしたので、参考として通知する。
また、貴管下の関係市町村に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

25 経第 1106 号
平成 26 年 2 月 7 日

水産庁長官 殿

大臣官房経理課長

東日本大震災の被災地における工事請負契約書第25条第5項の運用の
簡素化の試行について

「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知）の別紙「工事請負契約書」（以下「工事請負契約書」という。）第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、「工事請負契約書第25条第5項の運用について」（平成20年6月13日付け20経第547号大臣官房経理課長通知。以下「運用通知」という。）、
「工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について」（平成20年9月10日付け20経第1019号大臣官房経理課長通知）及び「請負契約代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約第25条第5項の運用について」（平成21年2月10日付け20経第1836号大臣官房経理課長通知。以下「減額通知」という。）に定めたところであるが、東日本大震災で特に被害の大きかった岩手県、宮城県及び福島県の3県内における主要な工事材料の価格の著しい変動に対処するため、当該県内で実施されている工事の請負契約で単品スライド条項に基づき請負代金額の変更を行う場合については、手続きを迅速に行うことを目的に、下記のとおり運用通知及び減額通知を読み替えること等による試行を行うこととし、今後実施状況を踏まえながら、所要の改善等を図っていくこととしたので、遺憾なきよう措置



されたい。

なお、貴管下の当該県内に所在する事務所等を有する施設等機関、地方支分部局、独立行政法人及び特殊法人の長への通知については、貴職から願います。

記

1. 運用通知記 2. スライド額の算定中、(2) 及び (3) については適用しない。

2. 運用通知記 3. 価格変動後における単価の算定方法中、(1) を次のとおり読み替えるものとし、(2) については適用しない。

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 (p') は、次に定めるとおりとする。

① 工事履行報告書の添付資料等（営繕工事においては「工事材料搬入報告書等」。以下同じ。）に数量が明記されている対象材料

工事履行報告書の添付資料等の発注者が有する情報に基づき、出来形部分の増加を確認できた月の実勢価格（複数の月で出来形部分の増加を確認できた場合にあっては、当該月ごとの実勢価格をそれぞれの月の出来形部分の増加量で加重平均した価格）とする。

② 工事履行報告書の添付資料等に数量が明記されていない対象材料

工事履行報告書の添付資料等の発注者が有する情報に数量が明記されていない材料については、工事全体の出来形部分の増加を確認できた月の実勢価格（複数の月で出来形部分の増加を確認できた場合にあっては、当該月ごとの実勢価格をそれぞれの月の出来形増加量で加重平均した価格）とする。

3. 運用通知記 4. 対象数量の算出方法 (1) 中④及び記 5. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認については適用しない。

4. 減額通知記 2. を次のように読み替える。

2. 運用通知記 2. スライド額の算定中、(1) 柱書きを次のように読み替えるものとし、(2) 及び (3) は適用しない。

(1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1. の規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

5. 減額通知記 3. を次のように読み替える。

3. 運用通知記 3. 価格変動後における単価の算定方法中、(1) を次のとおり読み替えるものとし、(2) については適用しない。

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 (p') は、次に定めるとおりとする。

① 工事履行報告書の添付資料等（営繕工事においては「工事材料搬入報告書等」。以下同じ。）に数量が明記されている対象材料

工事履行報告書の添付資料等の発注者が有する情報に基づき、出来形部分の増加を確認できた月の実勢価格（複数の月で出来形部分の増加を確認できた場合にあつては、当該月ごとの実勢価格をそれぞれの月の出来形部分の増加量で加重平均した価格）とする。

② 工事履行報告書の添付資料に数量が明記されていない対象材料

工事履行報告書の添付資料等の発注者が有する情報に数量が明記されていない材料については、工事全体の出来形部分の増加を確認できた月の実勢価格（複数の月で出来形部分が増加を確認できた場合にあつては、当該月ごとの実勢価格をそれぞれの月の出来形増加量で加重平均した価格）とする。

6. 減額通知記 5. を次のように読み替える。

5. 運用通知記 5. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認は

適用しない。

附 則

1. この通知は、平成26年2月7日から適用する。
2. この通知の施行前に既に協議が開始していた工事については、なお従前の例による。